

令和2年度

病院所有地公募抽選売却実施要領

申込期間　：　令和2年10月1日（木）～令和2年12月28日（月）

抽選日　：　令和3年1月　　日（　）

下仁田南牧医療事務組合

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田409

TEL 0274-82-3555

1 公募抽選による病院所有地売却の概要

公募抽選による病院所有地売却とは、病院が定めた価格をもって購入を希望する者を募集し、公開抽選で購入者を決定し、病院所有地を売却するものです。

申込方法	
申込受付期間	令和2年10月1日（木）～令和2年12月28日（月） 受付期間中に、申込書類を持参又は郵送（必着）してください。
持参考所又は送付先	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田409 下仁田厚生病院 総務課
申込書類	個人又は個人事業主 申込書兼誓約書、住民票（世帯全員が記載されたもの）、市町村税（完納）証明書（個人事業主の場合は申告所得税納税証明書）
	法人 申込書兼誓約書、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、法人税・消費税及地方消費税納税証明書



抽 選	
抽選日時	令和3年1月 日（ ）午後6時00分～
抽選会場	下仁田厚生病院 東館4階 会議室 ※抽選会には、申込者又は代理人が必ず出席して下さい。
当選者の決定方法	(1) 申込者が1名の場合は、当該申込者を当選者とします。 (2) 申込者が2名以上の場合は、抽選により当選者を決定します。 (3) 当選者に対しては、抽選会終了後、契約手続の説明会を実施します。



売買契約の締結	
売買契約締結期限	令和3年2月 日（ ）まで
契約保証金	売買契約締結時までに、契約保証金として売買代金の1割以上を納付していただきます。



売買代金の納付	
代金納付期限	令和3年3月 日（ ）まで 売買代金の残額（契約保証金を差し引いた額）を納付下さい。



所有権の移転	
売買代金が完納されたときに、所有権を移転し、売買物件を現状で引渡します。所有権の移転登記は、下仁田厚生病院が行います。	

2 物件一覧

物件番号	所 有 地	地目	土地面積	構 造 面 積	建築	売 却 価 格
1	大桑原 206-3	宅地	236.87 m ²	木造平屋建 61.28 m ²	S57	1,731,783 円
2	大桑原 206-5	〃	239.71 m ²	〃 61.28 m ²	S57	1,747,612 円
3	大桑原 206-10	〃	263.57 m ²	〃 61.28 m ²	S57	1,886,477 円

※現地説明会は実施いたしません。

※売却価格は、土地・建物の金額です。このほかに契約書の印紙代、登記に係る手数料及び登録免許税、取得後の不動産取得税が必要となります。

※売買契約及び所有権移転登記は、登記簿数量で行います。売却物件の公募面積と実測面積との間に差異があつても売買代金の増減は行いません。

3 申込者の資格

自ら利用するために必要とし、個人については現在の居住地で市町村税（個人事業主の場合は所得税）を完納している方、法人については事業所の所在地で法人税及び消費税等を完納している場合、どなたでも申込みできます。

ただし、次のいずれかに該当する方を除きます。

- (1) 当該申込に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は、暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 暴力団又は、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となるいる者
- (4) 前記（2）又は（3）に該当する者の依頼を受けて公募抽選に参加しようとする者
- (5) 売却物件を前記（2）又は（3）に該当する者のために利用される等、公序良俗に反する用途に供しようとする者

4 申込の方法

(1) 申込受付期間 **令和2年10月1日（木）～令和2年12月28日（月）**

(2) 申込方法

申込書類を持参又は郵送（受付期間内必着）して下さい。

郵送の場合は、できるだけ簡易書留で送付して下さい。

(3) 送付先又は持參受付場所

〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田409番地
下仁田厚生病院 総務課

※持參の場合は、下仁田厚生病院3階 総務課窓口までお越しください。

受付時間は午前8時30分～12時、午後1時～5時です。

土曜・日曜及び祝日は受付できません。

(4) 申込書類等

申込書兼誓約書 1通

個人の場合 住民票（世帯全員が記載されたもの） 1通

市町村税の納税（完納）証明書 1通

※事業主の場合は申告所得税納税証明書 1通

法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1通

法人税・消費税及地方消費税納税証明書 1通

※住民票は世帯全員が記載されたものが必要です。また、住民票及び市町村税の納税（完納）証明書は、発行後3ヵ月以内までを有効とします。

※連名（共有）で申込む場合は、申込書兼誓約書の裏面に連名（共有）者の記入が必要です。

住民票及び市町村税の納税（完納）証明書は、連名（共有）者全員のものが必要です。

(5) 申込者には、受付番号を付した申込受付書を交付しますので、抽選日に持參してください。

受付番号は、予備抽選のくじ引き順位となります。

(6) 注意事項

申込後の取下げ及び申込物件の変更は、申込受付期間中に限り行うことができます。この場合は、申込者が申込受付書及び申込に使用した印鑑を持參のうえ、受付場所までお越しください（郵送・電話・ファックス等による取下げ、変更はできません）。

提出された書類は返却しません。

5 用途の制限

(1) 売却物件は住宅用途での使用に限定し、契約締結の日から5年間は売ったり貸したりすることができます。

売却物件又は家屋の購入のための借入金に係る抵当権の設定は可能です。

(2) 売却物件を次の用途に供することは禁止します。

① 暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定され

- ている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売却物件の所有権を第三者に移転し又は売却物件を第三者に貸すこと。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、その他これらに類する業の用途に供すること。
- ③ 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす利用。
- (3) 上記(1)に違反した場合には**売買代金の3割**に相当する額を違約金として支払わなければなりません。
- (4) 上記(2)に違反した場合は**売買契約を解除**することとします。
このうえで、**売買代金の1割**に相当する額を違約金として支払わなければなりません。

6 当選者の決定方法

- (1) 申込が複数となる場合には、公開抽選により当選者を決定します。
- (2) 抽選会の日時及び場所
日 時 令和3年1月 日 () 午後6時から（受付は午後5時30分から）
場 所 下仁田厚生病院 東館4階 会議室
- (3) 抽選会には、申込者本人又は代理人が、**申込受付書及び本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参**のうえ、出席してください。**代理人が出席される場合は、申込者本人の委任状が必要です。**
※連名（共有）で申込された場合は、連名（共有）者全員の委任状が必要です。
- (4) 抽選会を欠席された場合は、申込を取り消しますので注意してください。
- (5) 抽選は物件ごとに行い、当選者のほか2名以内の補欠者（当選者が買受を辞退等した場合に繰上げ当選者となる）も合わせて決定します。
なお、くじを引く順番については、申込受付書に記載された受付番号順に予備くじを引いて決定します。
- (6) 当選者及び補欠者には、抽選会から7日以内に、それぞれ当選決定通知書、補欠通知書を郵送します。

7 契約の説明会

- (1) 当選者に対しては、抽選会終了後、契約手続の説明会を実施します。その際、財産売買契約書等の契約に必要な書類をお渡します。
- (2) 当選者となった人が、正当な理由なく説明会に出席しなかった場合には、当選者としての資格を取り消します。
- (3) 補欠者が繰上げにより当選者となった場合は、別途連絡のうえ契約の説明会を行います。

8 契約の締結

- (1) 当選者には、令和3年2月 日（ ）までに、契約保証金として売買代金の1割以上を下仁田厚生病院が発行する納入通知書により納付していただきます。下仁田厚生病院指定金融機関又は収納代理金融機関で納付できます。
- (2) 当選者には、令和3年3月 日（ ）までに、署名・押印して収入印紙を貼付した契約書、印鑑登録証明書及び契約保証金領収書を提出して、契約を締結していただきます。契約書に貼付する収入印紙など契約に係る一切の費用は、当選者の負担となります。
- (3) 正当な理由なく契約締結をされない場合は、当選者としての資格を取り消します。
- (4) 補欠者が繰上げにより当選者となった場合は、契約の締結日については別途連絡します。
- (5) 契約締結と同時に代金を一括して支払う場合、契約保証金は不要です。

9 売買代金の支払方法

- (1) 令和3年3月 日（ ）までに、売買代金を下仁田厚生病院が発行する納入通知書により納付していただきます。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当しますが、利息は付しません。
- (3) 売買代金を期限までに納付されなかった場合は、契約を解除することができます。
この場合、**契約保証金はお返しできません。**

10 所有権の移転

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたときに、下仁田厚生病院から購入者に移転するものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、下仁田厚生病院が行います。
- (3) 所有権移転登記等に関する手数料及び登録免許税その他売買契約の履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

11 契約不適合責任

売買契約締結後に、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることが明らかになっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することはできません。

12 その他注意事項

- (1) 現地説明会は行わず、売却物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、事前に必ず現地を確認し、この実施要領の内容を確認のうえ、お申込みください。
建物内部の見学をご希望の方は、下仁田厚生病院総務課へお申し出ください。
- (2) 建物を建築するにあたっては、建築基準法等の各種法令をご留意ください。
- (3) 申込みをされる方は必ず自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。
- (4) 売却物件に超境物がある場合についても、現状のまでの引渡しになります。解消のための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後も同様です。
- (5) 売却物件の埋没物調査、地盤調査及び土壤調査はおこなっておりません。埋没物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は購入者が行ってください。工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 隣接地との境界標は、現状のまでの引渡しとなり、補修や打ち直しは行いません。

令和 年 月 日

下仁田南牧医療事務組合
管理者 様

病院所有地公募抽選売却 申込書 兼 誓約書

病院所有地の売却について、下記の事項を誓約のうえ、次のとおり申込みます。

私（共有者を含む）は、「病院所有地公募抽選売却実施要領」3申込者の資格（1）から（5）までの各項目のいずれかにも該当するものではありません。組合が必要とする場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、前記実施要領に記載された本件公募抽選の実施方法及び物件に関する情報並びに現地の状況等をすべて承諾し、これらについて一切の責を下仁田南牧医療事務組合に要求いたしません。

以上

申込者（代表者）		申込物件
住 所	〒 一	(希望の物件番号を記入)
ふりがな 氏 名		印
電話番号		
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 市町村税の納税等証明書	

注) 共有者がいる場合は、(別紙1) の「申込書（共有者用）」に共有者の記入が必要です。

注) 令和 年 月 日（ ）必着

申込受付書	
○抽選会の日時及び場所 ・日 時 ・場 所	受付印
○抽選会には、この申込受付書を持参してください。	

(別紙1)

申込書（共有者用）

住 所	〒 一
ふり 氏 名	(印)
住 所	〒 一
ふり 氏 名	(印)
住 所	〒 一
ふり 氏 名	(印)
住 所	〒 一
ふり 氏 名	(印)

注) 共有者全員について、住民票及び市町村税の納税（完納）証明書が必要です。

委任状

受任者 住 所

氏 名

(印)

私は、上記の者を受任者と定め、下記物件の公募抽選売却に関する一切の事務を委任します。

記

物件番号	物件の所在地
	甘楽郡下仁田町大字

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

(印)

※ 抽選会に代理人が出席される場合には、必ず本状を持参してください。